

第
4165
号

(2-2)

READAS

リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2011年)平成23年 1月24日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

個人所得課税 平成23年度改正

Q：今年度の税制改正では、個人の所得課税が増税になるとか。どのような改正になるのですか？

A：次のような改正が行われます。

【解説】

今年度の個人の所得課税の改正の概要は、次のようなものです。

① 給与所得控除の見直し

給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額に245万円の上限が設けられます。

② 役員給与等に係る給与所得控除の見直し

役員給与等の収入金額が2,000万円を超える場合、給与所得控除額に一定の制限が設けられます。

③ 特定支出控除の見直し

職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの資格取得費や職務に関連のある図書の購入費、職場で着用する衣服の衣服費が特定支出控除の対象に含まれます。

④ 退職所得課税の見直し

勤続年数が5年以下の役員退職手当等については、2分の1課税が廃止されます。

⑤ 成年扶養控除の見直し

障害者、要介護認定者その他心身の状態等により就労が困難な扶養親族、65歳以上の高齢者、学生、給与所得が400万円以下の納税者は引き続き控除の対象となるが、給与所得の多い者は控除が減少又は廃止とされます。

